### (記 載 例)

## 様式21 (一般則第37条、液石則第38条、冷凍則第26条関係)

高圧ガス販売事業届	一般     × 整 理 番 号       液石     冷凍     × 受理年月日     年 月 日
名称(販売所の名称を含む。)	○○○○産業株式会社 奈良営業所
事務所(本社)所在	〒○○○一○○○○ ○○県○○市○○町○○一○○
販 売 所 所 在 地	〒○○○一○○○○ 奈良県奈良市○○町○○一○○
販売する高圧ガスの種類	フルオロカーボン(R-32、R-410A)

○○年○○月○○日

代表者 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

奈良県知事 殿

担当者氏名		00 00
連絡先	Tel	0000-00-0000
	E-mail	○○○@○○○.co.jp

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

# 高圧ガス販売計画書

(該当するものの□にチェック(✔)を記載)

1	販売の目 □溶接・泊 □気密試	溶断用 口化学工業月	Ħ C	]医療	用 ロスクー <i>/</i> )	バダイビング月	月 ☑冷媒用	
2	2 販売区域 ○○市、○○町				※冷冽	※冷凍機を伝票販売する場合		
3 販売の方法・販売する高圧ガスの種類及び最大貯蔵量等 (適宜行を追加すること(別紙でも可))								
ガ	スの区分	ガスの名称	貯	<b></b>	販売主任者	販売方法	配送方法	
不济	舌性ガス	フルオロカーホ゛ンR-32	0	m³∙kg	□選任 ☑不要	☑直送 □貯蔵	□自社 ☑委託	
		フルオロカーホ゛ンR-410A	0	m³∙kg	□選任 ☑不要	☑直送 □貯蔵	□自社 ☑委託	
				m³∙kg	□選任 □不要	□直送 □貯蔵	□自社 □委託	
				m³∙kg	□選任 □不要	□直送 □貯蔵	□自社 □委託	
		合計		m³∙kg		_	_	
<ul> <li>注1 販売主任者の選任が必要な場合は販売主任者届を提出すること。</li> <li>注2 「直送」とは、容器置場を所(占)有しないで販売すること、「貯蔵」とは、容器置場を所(占)有して販売することを指す。</li> <li>4 帳簿類</li> <li>☑ 法第20条の6第1項及び第60条第1項に基づき、次のとおり備え、記載及び保存します。</li> <li>☑ 引渡先保安台帳(保存期間:引渡継続期間)※様式を添付</li> </ul>								
5 周知に関する事項 □ 法第20条の5第1項に基づき、 <u>別紙の周知文書</u> を備え、周知します。								
6 容器の貯蔵について 容器置場の面積 <u>m</u> <u>※自社で貯蔵しない場合は記載不要</u>								
7		6 で定める販売の技行 1_のとおり遵守します		の基準	に関する事項	該当する別詞	<b>己</b>	
8		で定める貯蔵の技術_ 2_のとおり遵守します	_	_ '		蔵する場合は該当で	する別記を添付	

9	法第23条で定める移動の技術上の基準に関する事項					
	□ 別記3のとおり遵守します。					

- 10 保安教育に関する事項 ✓ 法第27条第4項に基づき、従業者に保安教育を実施します。
- 11 高圧ガスの供給者名

所 在 地 ○○県○○市△△××番地

名 称 ○○冷凍設備株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 ××

許可又は届出年月日 ○○年○月○日

許可又は届出受理番号 第〇〇〇〇号

高圧ガスの供給者について

下記のいずれかを添付

(今回販売する高圧ガスを確認できるもの)

- ・販売事業届の控え
- ・販売事業届受理証(又は許可証)の写し

12 販売所の電話番号等

電話 000-000-000

担当者氏名 🔼 🛆 🗘

13 販売開始予定日

○○年○月○日

#### 別記1 (販売に係る基準)

(該当するものの□にチェック(✔)を記載)

## 高圧ガス保安法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項 【冷凍保安規則第27条の基準に対応する事項】

- ✓ 冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもって行います。 (1号)
- ☑ 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いを しません。(2号)
- ☑ 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳(別紙)を備えます。(3号)

別記2 (貯蔵に係る基準) │(該当するものの□にチェック (✔) を記載)

高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項

#### 【冷凍保安規則第20条の基準に対応する事項】

□ 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いを しません。(27条2号)